

新旧対照表

○神奈川県漁港管理条例施行規則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県漁港管理条例(昭和44年神奈川県条例第44号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、漁港事務所長(以下「所長」という。)に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例第7条第1項の規定により<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第39条第5項の規定により知事が指定する区域に存する泊地、油壺特別泊地及び宮川特別泊地(以下「泊地等」という。)における停係泊を許可すること。</p> <p>(8)～(20) (略)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県漁港管理条例(昭和44年神奈川県条例第44号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、漁港事務所長(以下「所長」という。)に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例第7条第1項の規定により<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第39条第5項の規定により知事が指定する区域に存する泊地、油壺特別泊地及び宮川特別泊地(以下「泊地等」という。)における停係泊を許可すること。</p> <p>(8)～(20) (略)</p>